修理規定

第 1 条（本規定の適用）

本規定は、UQコミュニケーションズ株式会社または沖縄バリューイネイブラー株式会社（以下「当社等」といいます）が販売する携帯電話（以下「本製品」と言います。以下同じ。）の修理、当社等が販売する充電機器類（以下「本充電機器類」と言います。以下同じ。）、ならびに SIMカードの再発行について定めるものです。

第 2 条（提供内容および適用対象）

1. 当社等は、契約者に、以下のアフターサービスを提供します。それぞれの提供内容、条件については、次の各号に定める条項に定めます。
   （1）本製品の修理 第 4 条
   （2）本充電機器類の交換 第 5 条
   （3）SIMカードの再発行 第 6 条
   （4）代替機の貸出 第 7 条
2. 本規定の適用条件は以下の通りです。
   （1）本規定の対象は、当社等が販売する本製品、本充電機器類、SIMカードに限ります。
   （2）本製品の修理において、故障箇所が複数ある場合は、一部のみの修理は受け付けできません。一部分の修理だけでは製品の品質が保証できないため全て修理してご返却します。
   （3）本製品の修理、本充電機器類の交換に伴い交換した携帯電話本体、機械部品及び外装ケース等は、契約者へ返却することはできません。
   （4）携帯電話の補修用性能部品を製造終了後 4 年間保有しております。補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。補修用性能部品の保有期間超過後は本製品の修理および本充電機器類の交換を承ることができません。なお、保有期間内であっても故障箇所によっては補修用性能部品の不足などにより修理できない場合もあります。
   （6）本製品の故障、修理、紛失等により、データ（アドレス帳、データフォルダ、メール等）が変化、消失した場合、当社では一切責任を負いかねますので、契約者ご自身で本製品の修理のお申込み前にデータをバックアップしてください。
   （7）本サービスにより発生する費用（修理代金・買い替え購入費用・SIM カード再発行手数料・代用機貸出料金）は、月額料金に合算してご請求させていただきます。

第 3 条（保証期間）

1. 本製品および本充電機器類の保証期間は各製品のお買い上げ日から 1 年間です。

2. 本製品に付属する電池パック、ケーブル類、その他消耗品に保証期間はありません。初期不良を除き、有償交換となります。
3. SIMカードに保証期間はありません。初期不良を除き有償での再発行となります。SIMカード再発行の手数料は、別途 UQ mobile 通信サービス契約約款に定めます。
4. 本製品および本充電機器類の保証は日本国内においてのみ有効です。

第 4 条（本製品の修理）

1. 本製品の修理の流れ

(1) 本製品の修理の本製品の修理のお申込みは、当社等が別に定める連絡先にお電話により修理のお申込みしていただきます。

(2) 本製品の修理のお申込みにあたり、契約者本人からのお申込みであることを確認させていただきます。

(3) 本製品の修理のお申込みを受けた場合は、ご申告内容を精査し、修理の対象となると判断した場合は、修理のお申し込み時に契約者が指定した住所（日本国内の住所に限ります。）に当社等が別に定める方法により、本製品を引き取りにお伺いします。

(4) 本製品の送付時には、電話機内に記録された一切のデータを契約者において事前にすべて消去してください。お送りいただいた本製品にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社等は一切責任を負いません。

(5) 本製品の修理に伴う送料は原則として当社等の負担とします。ただし、本製品を当社等が定める以外の方法により送付される場合、および本製品以外が送付され、それを契約者に返送する場合は、当該送付にかかる送料は契約者のご負担となります。

2. 本製品の修理

(1) 取扱説明書などの注意事項に従った正常な使用状態で、保証期間内に本製品が故障した場合には、無償修理の対象となります。なお、保証期間を確認するため、前項 3 号および前項 5 号に定める方法で本製品を送付する際、必ず本製品の保証書を添付してください。

(2) 本製品の保証期間内でも、以下の場合は有償での修理となります。

- 購入後の輸送、移動、落下等による故障、破損等の場合。
- 使用上の誤りや故意による故障、破損等の場合。
- 火災、地震、水害、落雷等の天災事変もしくは盗難、水濡れ、水没等による故障または損傷。
- 外観に破損等が明らかに認められる場合。
- 故障の原因が本製品以外にある場合。
- 本製品の仕様の変更の場合。
- 保証書の提示がない場合。 保証書に購入年月日、お客様名、販売店名の記入がない場合。あるいは保証書の記載事項を書き換えられた場合。
- 電池パック等の消耗部品の消耗品の交換や修理の場合。
- 第 8 条に定める禁止事項のいずれかに該当する場合

(3) 本製品の故障または不具合が保証対象外の場合、有償での修理となります。

(4)　改造（分解改造・部品の交換・塗装等）されたもの、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）が施されているもの、または当社等が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものである場合は、修理の対象外です。

第 5 条（本充電機器類の交換）

1. 本充電機器類の交換の流れ

(1) 本充電機器類の交換のお申込みは、当社等が別に定める連絡先にお電話により交換のお申込みをしていただく必要があります。

(2) 本充電機器類の交換のお申込みにあたり、契約者本人からのお申込みであることを確認させていただきます。

(3) 本充電機器類の交換のお申込みを受けた場合は、ご申告内容を精査し、交換の対象となると判断した場合は、交換のお申し込み時に契約者が指定した住所（日本国内の住所に限ります。）に当社等が別に定める方法により、新しい本充電機器類を送付します。なお、新しい本充電機器類と引き換えに、交換元の本充電機器類を回収します。

2. 本充電機器類の交換

(1) 取扱説明書などの注意事項に従った正常な使用状態で、保証期間内に故障した場合には、無償交換の対象となります。なお、保証期間を確認するため、前項 3 号に定める方法で本充電機器類を送付する際、必ず本充電機器類の保証書を添付してください。

(2) 保証期間内でも、以下の場合無償は交換対象外となります。保証期間外の場合も含め、ご自身でお買い求めください。

- 購入後の輸送、移動、落下等による故障、破損等の場合。
- 使用上の誤りによる故障、破損等の場合。
- 火災、地震、水害、落雷等の天災事変もしくは盗難、水濡れ、水没等による故障または損傷。
- 外観に破損等が明らかに認められる場合。
- 故障の原因が本製品以外にある場合。
- 保証書の提示がない場合。 保証書に購入年月日、お客様名、販売店名の記入がない場合。あるいは保証書の記載事項を書き換えられた場合。
- 第 8 条に定める禁止事項のいずれかに該当する場合。

第 6 条（SIMカード再発行）

1. SIMカード再発行のお申込みは、当社等が別に定める連絡先にお電話により交換のお申込みをしていただく必要があります。

2. SIMカード再発行のお申込みにあたり、契約者本人からのお申込みであることを確認させていただきます。

3. SIMカード再発行のお申込みを受けた場合は、初期不良であるか否かを精査の上、SIMカード再発行のお申し込み時に契約者が指定した住所（日本国内の住所に限ります。）に当社等が別に定める方法により、再発行したSIMカードを送付します。なお、古いSIMカードは破断の上、契約者にて廃棄いただきます。

第 7 条（代替機貸出）

1. サービス内容

契約者が、本製品の修理中に代替機貸出を希望される場合、次の号で定める利用料金にて代替機を貸し出します。

(1) 契約者が、本製品の修理中に代替機貸出を希望される場合、1 回の貸出あたり 1,500 円（税抜)にて代替機を貸出します。

(2) 第 4 条 2 項 1 号に定める無償修理の場合には、代替機の利用料金を無償とします。

2. 代替機貸出の流れ

(1) 本製品の修理お申し込み時に代替機貸出ご利用の希望をご申告いただきます。なお、在庫状況によっては代替機を貸出できない場合があります。

(2) 修理を受ける本製品と引き換えに、代替機を貸出します。

(3) 修理が完了した本製品の返却と引き換えに代替機を回収します。

(4) 輸送状況等によって、代替機と本製品の引き換えが同時ではない場合があります。

3. 代替機の破損時の修理費負担

契約者の責で代替機が破損した場合、修理代金相当額を請求致します。修理代金は破損状況によって異なります。

4. 代替機の盗難・紛失・未返却時の費用負担

代替機を盗難・紛失した場合、未返却の場合には、携帯電話の機器代金相当を請求致します。機器代金は当社のオンラインショップ販売価格に準じます。

第 8 条（禁止事項）

1. 契約者は、本製品の修理、本充電機器類の交換、SIMカード再発行のお申込みにあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) お申込み時、虚偽の届出または申告を行うこと。

(2) 他者になりすましてサポート特典を利用する行為。

(3) 不正の目的をもって利用する行為。

(4) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。

(5) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規定もしくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第 9 条（修理規定の変更および終了）

当社等は、必要と認めたときには、契約者へ通知することなく、本規定など（本規定および告知物などの内容など）を変更することがあります。この場合、当社等は、変更後の本規定などを適用するものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 10 条（裁判管轄）

本規定に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11 条（本規定に関する疑義など）

本規定などの解釈や運用などについて疑義が生じ、または本規定などに定めがない事項が生じた場合は、当社等が決定する内容に従って処理するものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

附則（実施期日）

この規定は 2015 年 10 月 1 日から実施します。